

6 避難所開設・運営の支援マニュアル

(1) 目的

「仙台市避難所運営マニュアル」を基本として、各地域・学校では、地域・行政・学校の三者の事前協議により「地域版避難所運営マニュアル」を作成することとされている。

本マニュアルは、避難所開設初期対応並びに運営支援における学校としての体制を予め定めるものである。

(2) 日常における指定避難所に必要な事項の確認

① 指定避難所としての開放区域（校舎・校庭等）の利用計画

指定避難所として開放することを要請された場合に備え、予め校舎等の開放区域を次のとおり定める。

指定避難所における学校施設の利用計画

No.	利用目的	利用予定場所
1	避難場所	体育館（大雨時など必要に応じて教室等）※注
2	障害者等避難場所	1 F わかたけ学級 1
3	妊婦・乳幼児の避難場所	2 F 視聴覚室
4	管理運営所（連絡所）	2 F 職員室・5 学年教室
5	応急救護所	1 F 保健室
6	インフルエンザ・ノコウイルス等感染者避難場所	1 F 多目的室
7	情報機器（TV等）設置場所	体育館
8	情報掲示場所	北側昇降口、体育館入口
9	ゴミ集積場所	体育館南側
10	仮設トイレ設置場所	校庭東側（仮設校舎と体育館の間）
11	障害者・介護者用トイレ	体育館ひろびろトイレ、1 F ひろびろトイレ
12	救援物資集積場所	仮設校舎昇降口
13	救援物資配布場所	仮設校舎昇降口
14	臨時遺体安置所	仮設校舎 1 F 多目的室
15	仮設電話設置場所	1 F 廊下
16	風呂	校庭西側（仮設校舎への渡り廊下横）
17	更衣室	体育館更衣室（男）（女）
18	洗濯場	プール内
19	物干し場	プール内
20	ペット置き場	校庭北側
21	介護室	1 F わかたけ教室 3, 4
22	喫煙場所	校地内には設置しない
23	相談室	3 F 相談室
24	調理室	3 F 家庭科室
25	給水場	東門脇の災害給水栓付近
26	緊急車両用駐車場	校庭駐車場・校門前駐車場

※注 体育館内の空間配置については、あらかじめ地域団体等と決めておくこと。

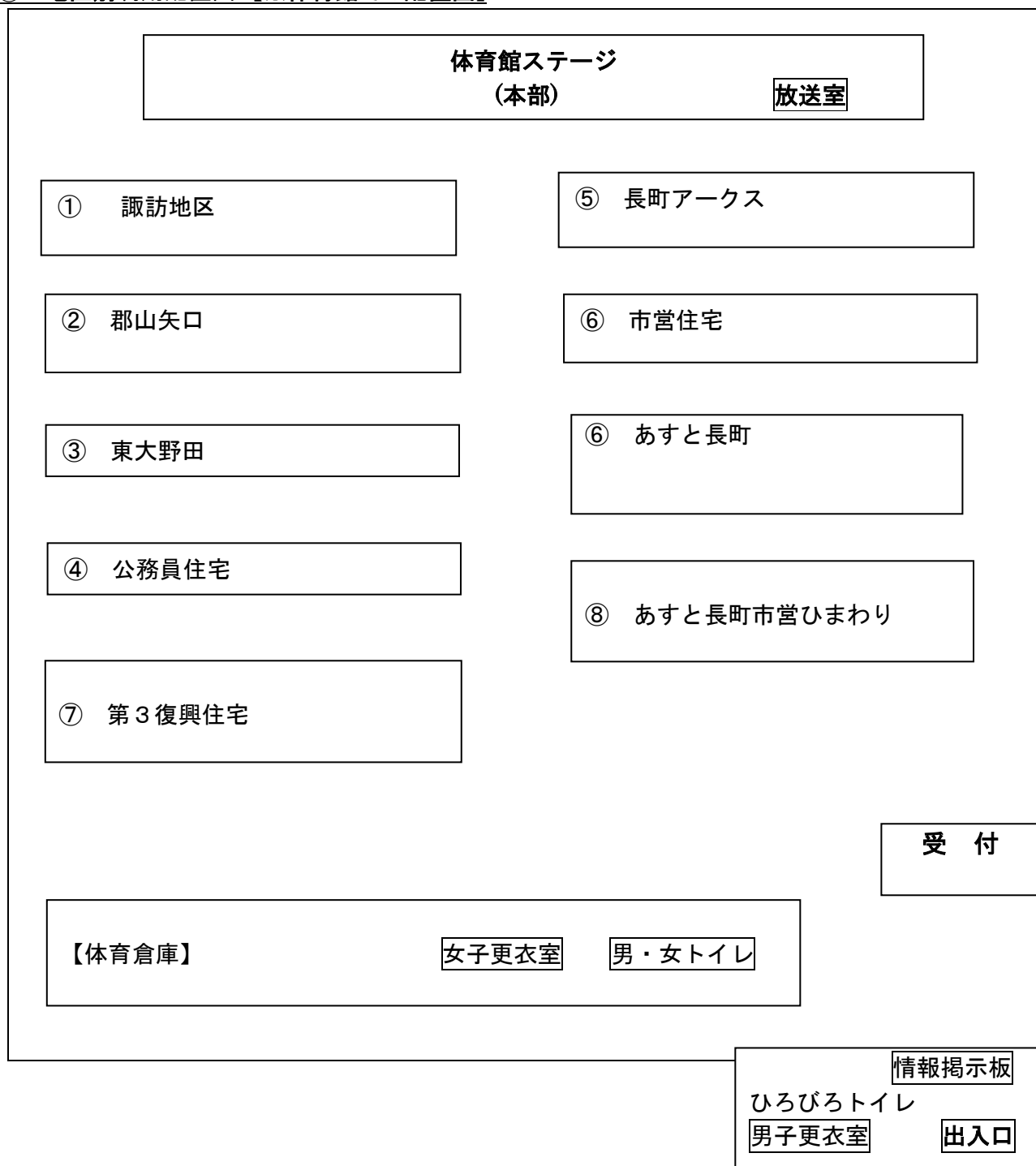
② 指定緊急避難場所としての利用計画

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその切迫した危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類（①洪水、②崖崩れ、土石流及び地滑り、③高潮、④地震、⑤津波、⑥大規模な火事等）ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定しており、仙台市では市立学校等が指定されている。

指定緊急避難場所の運営は、指定避難所の運営に準じる。但し、洪水・津波被害の恐れのある地域は、避難場所として2・3階以上の教室等を利用のこと

自校において、どのような災害が起きたときの指定緊急避難場所になるのかを必ず確認しておくこと。（仙台市地域防災計画 共通附属資料 6-6 に記載）

③ 地区別利用配置図【※体育館での配置図】



④ 校門・体育館・校舎等の鍵の保管（例）

夜間や休日の発災において、緊急に体育館を開放する必要がある場合の対応として、学校の鍵の保管に関し、次のとおりとする。

No.	保管者	電話番号	鍵の種類
1	校長		校門 体育館 校舎
2	教頭		校門 体育館 校舎
3	教務主任		校門 体育館 校舎
4			
5	連合町内会長		校門 体育館
6	体育振興会		校門 体育館
7			

⑤ 市役所・区役所指定動員の確認

夜間や休日などに、市内で震度6弱以上の地震が発生したとき又は土砂災害警戒情報が発表されたときは、避難所開設の支援を行う目的で学校の近くに住む市役所・区役所の職員が動員される。

指定動員 氏名	連絡先

⑥ 指定避難所担当課の確認

津波注意報（警報）、土砂災害警戒情報などが発表された場合又は市が**避難準備・高齢者等避難開始**、避難勧告等を発令した場合などに、あらかじめ決められた指定避難所担当課職員が各学校に派遣される。

指定避難所担当課連絡先	健康福祉局障害者支援課 電話 （261）1111
-------------	-----------------------------

⑦ 指定避難所の開設・対応に係る区役所担当部署の確認

仙台市地域防災計画により、学校に対し指定避難所としての開設要請を行い、また開設後の対応を行うのは〇〇区役所災害対策本部となる。

また、実際の避難所管理運営業務を行うのは、区役所保健福祉センターとなる。

指定避難所管理運営連絡先	太白区役所保健福祉センター 管理課総務係 電話 （247）1111 防災用行政無線 602#2
--------------	---

※「⑤市役所・区役所指定動員の確認」「⑥指定避難所担当課の確認」「⑦指定避難所の開設・対応に係る区役所担当部署の確認」は、仙台市地域防災計画等の改訂に伴って変更される可能性がある。

⑧ その他、指定避難所となった場合に必要な物資に係る情報についての把握

学校における災害救援物資の備蓄状況及び近接する〇〇コミュニティ防災センターの防災資機材等の状況については、次のとおりである。

【定期的に各校の資機材を確認すること。】

学校の災害資機材一覧

指定避難所の防災倉庫内備蓄物資確認シート（H29.11.18 現在）

東長町小学校

品目	目安量	確認した量	賞味・有効期限等・備考
クラッカー	630食	280食	70食×4箱 H30.2に入れ替え
アルファ米	1,200食	1200食	50食×24箱 H30.2に入れ替え
アルファ粥	50~100袋	100袋	50袋×2箱 H30.2に入れ替え
カレー	36箱	48箱	H30.2に入れ替え
ようかん	4箱	4箱	H30.2に入れ替え
飲料水	600ℓ	800ℓ	500ml ペットボトル H30.2に入れ替え
災害用簡易組立トイレ	和式2基・洋式3基	洋式3基	和式の空箱3基分あり
災害用携帯型簡易トイレ	300枚	300枚	
救急セット	1~2セット	2セット	
毛布（1箱10枚）	100枚	100枚	
大型扇風機	4台	4台	本校舎内にあり
情報収集用テレビ	1台	1台	職員室に設置
室内アンテナ	1台	1台	
延長コード 10m	4個	4台	
ホワイトボード	1台	1台	
テント式プライベートルーム	2基	2基	
LPG 発電機	3台	3台	
LED 投光器	5セット	5セット	電源コードリール付
投光器用コードリール	5台	5台	
避難所運営用品	1セット	1セット	運営マニュアル・腕章
災害時多言語表示シート	1式	なし	
使い捨てカイロ	600個	600個	
ハンズフリーメガホン	2台	2台	
カセットコンロ用ガス	1箱48本×2箱	96本	
防災無線可搬型アンテナセット	1セット	1セット	
ごみ袋	8箱	なし	
災害給水栓セット	1セット	1セット	

大人用紙おむつ 女性用	1箱	1箱	
大人用紙おむつ 男女共有	1箱	1箱	
子供用紙おむつ 9～14kg	1箱	1箱	
子供用紙おむつ 6～12kg	1箱	1箱	
子供用紙おむつ 新生児用	1箱	1箱	
哺乳瓶(240ml×5本)	1箱	1箱	

物資については、通常の学校活動や防災訓練などで使用することができるが、ガスボンベ・電池等は各学校で準備すること。

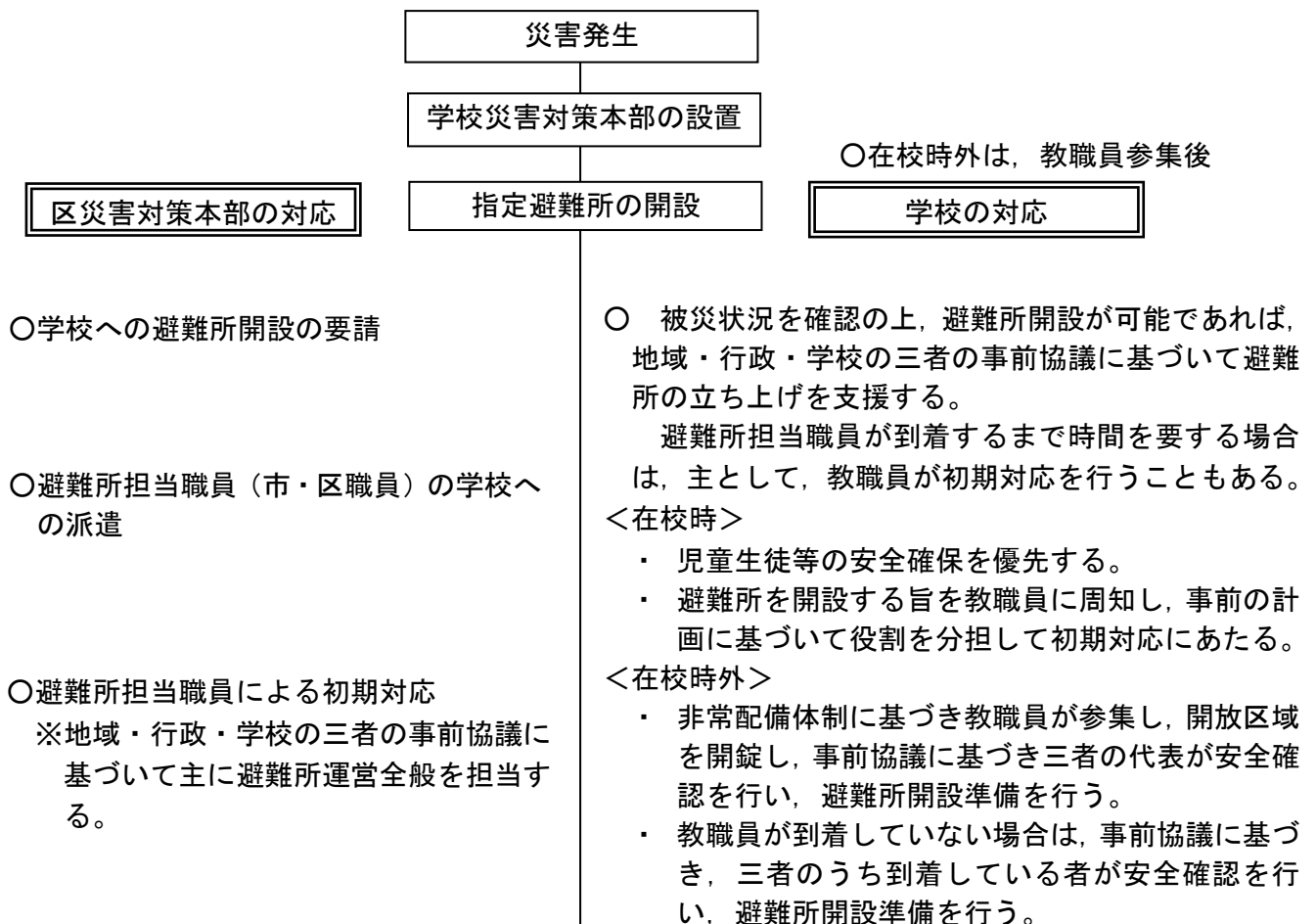
(3) 指定避難所開設・運営の協力・支援

校長は、太白区災害対策本部より指定避難所開設を要請された場合に備え、「避難所安全確認チェックシート」に基づき、避難所として使用される施設の安全確認を行い、避難所の開設体制を整える。

避難者が既に集合している状態で、区本部から避難所の開設要請がなく、市の避難所担当職員が到着していない場合は、校長の判断により、あらかじめ定める避難所運営の支援体制等に基づき応急的な収容措置を行うとともに、避難状況等について区本部に連絡する。

校長は、指定避難所として開放した場合には、速やかに仙台市教育委員会に報告のうえ、学校の臨時休校等についても報告・協議する。

① 学校災害対策本部における支援マニュアル



- ① ○○連合町内会と一緒に、避難所の立ち上げの準備を行う。
 - ② 被害状況や避難所開設状況を区災対本部へ報告し、その後の連絡調整全般を行う。
 - ③ 情報広報班と協力して区からの災害情報等を避難者に提供する
 - ④ 必要な活動の支援、○○連合町内会の活動の補佐
 - ⑤ 区災対本部への要請や調整を行う。
- 避難所が開設した旨を教育委員会へ報告し、必要に応じて授業打切りや臨時休校措置等をとる。

避難所の中・長期化への対応

避難所担当職員の役割

○○連合町内会や避難者、学校と連携しながら避難所運営の全般に携わる。

特に、区災対本部との情報伝達により、避難所内の課題解決に向けた要請や調整を行う。

○教職員も役割を分担し、可能な範囲内において避難所運営を支援する。

役割	担当者名
総務班	
名簿班	
食料物資班	
衛生班	
情報広報班	
救護班	

○区災害対策本部から避難所閉鎖の要請
 ※区災害対策本部から連絡を受けて閉鎖となります。

- 避難所を支援するための児童生徒等によるボランティア活動の組織・運営を行う
- 避難所としての学校施設使用状況に関して教育委員会へ適時報告を行う。
- 臨時休校、学校教育再開に関して教育委員会と連絡及び協議を行う。
- 学校教育活動の再開の決定

指定避難所の閉鎖

○避難者の居住先の確保

- 指定避難所閉鎖による校内施設等の通常状態への回復
- 教育委員会への避難所閉鎖の連絡

② 避難所開設・閉鎖に係る情報伝達の流れ

1. 避難所開設

(1) 風水害の場合

土砂災害警戒情報や洪水の危険性が高まった際の避難開始の発表に伴い、学校長の携帯メールなどに区役所から避難所開設準備に係る連絡が届きます。

(2) 津波注意報・津波警報・大津波警報発表時の場合

津波注意報等発表時は、次の学校の教職員は自主的に参集し、避難所開設準備を行います。

①津波注意報発表時

- ・宮城野区：岡田小，高砂中
- ・若林区：六郷中，七郷中

②津波警報発表時

- ・宮城野区：岡田小，福室小，中野栄小，鶴巻小，高砂中，中野中
- ・若林区：六郷小，七郷小，沖野小，蒲町小，沖野東小，六郷中，七郷中、
蒲町中，沖野中
- ・太白区：四郎丸小，袋原小，東四郎丸小，郡山小，袋原中

③大津波警報発表時

- ・宮城野区：福室小，中野栄小，鶴巻小，中野中
- ・若林区：六郷小，七郷小，沖野小，蒲町小，沖野東小，六郷中，七郷中，蒲町中，沖野中
- ・太白区：四郎丸小，袋原小，東四郎丸小，郡山小，袋原中

(3) 地震発生の場合

市内で震度6弱以上の地震が発生した場合，市内の指定避難所になっている全学校は，避難所開設準備を行います。

(4) その他

上記(1)～(3)以外にも，災害により避難者が発生した場合等には，区本部の判断により避難所開設を行う場合があります。

2. 避難所の縮小・閉鎖

避難所の縮小・閉鎖は，気象警報の解除，地域の安全の確保などを総合的に検討した上で，区本部から各学校へ連絡が届きます。

避難者が全員帰宅した後も，区から連絡があるまでは，避難所を閉鎖しないでください。

3. その他

避難所の開設，閉鎖については，仙台市危機管理室で随時見直しを行っております。

変更がある場合には，合同校長会などでご説明いたしますので，最新情報の把握にご留意願います。

【マニュアル使用にあたって】

- (1) 全職員1部必携とし，年度始めの職員会議で読みあわせや確認を行う。
- (2) 風水害等の災害については，このマニュアルに準じて対応する。
- (3) 火災については別途作成する消防計画に拠る。
- (4) マニュアルの内容については保護者や地域と情報を共有する。
- (5) 関係者（町内会長，PTA会長等）にも配付する。
- (6) 本マニュアルを学校ホームページに掲載し広く周知する。
※ただし，個人情報に関わる部分は除く（例：p27 ④⑤）